

令和4年那審第7号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月20日21時48分半僅か過ぎ  
鹿児島県沖永良部島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A  
総トン数 4.99トン  
登録長 9.90メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 324キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、昭和55年4月に進水した、はえ縄漁業等に従事するFRP製漁船で、船体後部に甲板室を設け、同室の前部に機関室、後部に操舵室及びその下方に船室が区画され、操舵室に舵輪、自動操舵及び機関操縦の各装置、レーダー、GPSプロッター、簡易型船舶自動識別装置、魚群探知機等を装備し、舵輪後方に椅子を設置していた。

#### (2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、(途中省略)親族から漁船を借り受けて引き縄漁を始め、平成27年9月にAを所有し、鹿児島県和泊港を発航地として回遊魚を対象とする操業を行うようになり、同県が同港東方沖合に敷設した中層型浮魚礁付近を主な漁場としていた。

#### (3) 和泊港の状況等

和泊港は、鹿児島県奄美群島南西部の沖永良部島東岸に位置し、鹿児島港及び沖縄県那覇港のほか、近隣諸港を結ぶ定期航路に就航の旅客船等が発着する、南北及び西の三方を陸に囲まれて北太平洋に面した、さんご礁の合間を切り開いて築造された地方港湾で、同港に至る指導線が和泊港導灯(前灯)及び和泊港導灯(後灯)(以下「和泊後灯」という。)によって示されていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、まぐろ旗流し漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年11月20日04時30分和泊港を発し、同港東方沖合約28海里に当たる中層型浮魚礁が敷設された付近の漁場に向かった。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させ、08時00分頃前示

漁場に到着し、操業を始めてすぐに対象とする魚を得ることができたので、更なる漁獲物を求めて潮上りを繰り返しながら操業を行い、大漁となったところで操業を終え、新鮮な状態での水揚げを見込み、同プロッター画面に沖永良部島東岸を表示させ、6海里レンジの表示としたレーダーに全周4海里の接近警報音を設定し、18時30分頃同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、終日操業する際、仕掛けを投入して回収するまでの約1時間ごとに休息をとることで、操業による疲労の軽減を図っていたものの、当日漁場に到着して休息をとらないまま操業を行っていたことから、連続した操業による疲労が蓄積していた。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、19時00分僅か過ぎ和泊後灯から102度（真方位、以下同じ。）21.5海里の地点で、GPSプロッター画面で和泊港の方位を測り、針路を同港に向く284度に定めて自動操舵とし、右舷船尾方からの波浪によって左方に3度圧流され、7.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、目視による見張りに当たっていたところ、20時00分頃雨雲をレーダーが探知して接近警報音を頻繁に発するようになり、周囲を見渡しても航行の支障となる他船を見掛けなかったため、レーダーを休止し、21時00分頃から頬をつねって眠気を払拭しながら続航した。

a受審人は、21時20分和泊後灯から110.5度3.7海里の地点に達したとき、GPSプロッター画面に表示された針路が和泊港に向いていることを確かめ、依然として周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことに加え、連続した操業による疲労の蓄積

が重なり、眠気を催したが、間もなく和泊港に至るので眠気を我慢できると思い、運航を一時中断した上で椅子から立ち上がってコーヒーを飲み眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢のまま目視で見張りに当たるうち、いつしか居眠りに陥った。

こうして、Aは、指導線に向けて針路が転じられないまま沖永良部島東岸に向かって進行し、21時48分半僅か過ぎ和泊後灯から189度1,250メートルの地点において、原針路及び原速力で、同島東方沖合のさんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底に破口、推進器翼に曲損を生じ、その後、船体が沖永良部島東岸に打ち付けられて大破し、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、沖永良部島東方沖合において、和泊港に向け帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島東岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、沖永良部島東方沖合において、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、和泊港に向け自動操舵として帰航中、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、運航を一時中断した上で椅子から立ち上がってコーヒーを飲み眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく和泊港に至るので眠気を我慢できると思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、沖永良部島東岸に向かって進行して同島東方沖合のさんご礁に乗り揚げる事態

を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 0 月 6 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文